

議会運営委員会会議録②

令和4年12月16(金)

(開 会) 14:11

(閉 会) 14:19

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議員提出議案の取り扱いについて

- (1) 議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議員提出議案の取り扱い」について、本日、12月16日付で兼本議員ほか3名から議長あてに、議員提出議案第24号として、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」が提出されております。

本案につきましては、議員4名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○兼本委員

先ほどの本会議で「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」が採択されましたので、今回、提出者4名を代表して説明させていただきます。

今回の「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」ですが、本議案は決議案ですので、案文を朗読し説明にかえさせていただきます。

次のとおり、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を設置するものとする。1. 名称 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会。2. 調査事項 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事。3. 調査権限 本議会は、2に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び10項、並びに第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。4. 委員数 定数は11人とする。5. 調査期間 調査が終了するまで。6. 費用 200万円以内。以上決議する。以上です。最後に皆様のご理解とご賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○土居委員

提出者にお尋ねしたいのですが、この特別委員会は、請願第10号において、請願者が求められている事項について調査を行うための委員会であると考えてよろしいでしょうか。

○兼本委員

そのとおりです。

○土居委員

それでは事務局にお尋ねしたいのですが、この決議案においては、委員会の名称と調査事項のところで「等」という形の記載がなされています。「等」という表現を使用することは問題ないのか、お尋ねいたします。

○議会事務局次長

地方自治法第100条第1項におきましては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。」と規定するにとどまっており、具体的に名称や調査事項をどのように規定するかまでは明記されておりませんが、参考書には、次のような記載があります。読み上げさせていただきます。

「調査事項には、百条調査すべき事項を具体的に記載する必要があります。調査事項が不明確な場合、後日、委員会で具体的な調査に入ったとき、所属委員、他の議員、執行機関、証人等から疑義を出され、その範囲を明確にする必要に迫られます。調査範囲をめぐり混乱が起きるおそれがありますので、決議案には具体的、個別的に記載する必要があります。」というふう

に述べられております。
したがって、この「等」に何が含まれるのかという点に関して、委員と委員の間であったり、委員会と証人の間で、解釈の違いが生じるケースも考えられるところではありますが、100条調査権につきましては、告発という強い権限を有しております。その効力に影響を及ぼしてしまうおそれもありますので、法に規定されているわけではございませんが、「等」という表現は避けていただくべきというふうに考えております。

参考までに近隣の市議会の調査事項名を、それぞれの会議録で確認をしました。嘉麻市議会、学校建設に関する調査特別委員会、令和3年2月10日設置ですけれども、こちら4項目を調査事項として掲げられております。1つ目が、稲築中学校区義務教育学校施設整備事業、稲築東中学校区義務教育学校施設整備事業及び碓井中学校区義務教育学校施設整備事業におけるプロポーザル方式による業者選定の件。2番目に、稲築行政区長連合会より、2021年、令和3年1月19日に提出された稲築中学校区及び稲築東中学校区義務教育学校建設についての陳情書の件。3番目に、被疑者不詳であるが、嘉麻市議会議員に対する誹謗中傷文書作成及び同文書を市中配布し、議会の業務を妨害した件。4番目に、義務教育学校施設整備事業の契約議案に関する職員の関与の件。という形です。

田川市議会、一般廃棄物処理業務委託の調査特別委員会、令和4年6月30日設置ですが、こちらは1項目で、令和3年度に締結した一般廃棄物（ごみ）処理業務委託の契約に関する事項ということで、いずれも「等」という表現は用いられておりません。

また、総務省のホームページに、資料として、全国の都道府県市町村における100条委員会の設置概要が掲載されております。「等」という表現が全くないというわけでありませんが、多くの議会が調査事項において「等」という表現を使用しておりません。委員会運営に支障を来すことのないよう、調査事項を具体的、個別的に明確にしているものと考えております。

では、要件を満たして提出された場合はどうすればよいのかということで、先ほど全国市議会議長会に問合せをいたしました。「等」という表現になっていることによって、それがただちに瑕疵のある議決ということにはならないが、そのまま設置してしまうと委員会運営に支障を来すおそれがあるため、決議案提出にあたっては調査範囲を明確にしてもらうべきであるし、提出者が応じない場合は、提案理由説明の中で明確に発言してもらうか、それもないようであれば、議会としては、他の議員が提出者に対して質疑を行い、調査範囲を明確にするべきという回答でございました。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」の取り扱いにつきましては、本日の本会議で、再開後、日程に追加し、ただちに議案をすることを諮ったうえで上程し、提案理由の説明を受け、決議案でございますので、委員会付託を省略した後、質疑、討論、採決とし、採決の方法は起立採決としていただいております。

採決の結果、本案が可決されましたら、特別委員会設置となりますので、本会議を休憩し、議会運営委員会を開催して、特別委員会委員の選出方法等の取扱いを協議していただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。